

特許権の強制実施権に関する弁法

2003年6月13日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

特許権の強制実施権に関する弁法

(2003年6月13日国家知識産権局局長令第31号公布)

第一章 総則

第一条 発明特許または実用新案特許の強制実施権の設定、実施料の裁定、終了の手順を規範化するために、《中国人民共和国特許法》（以下、特許法）、《中華人民共和国特許法実施細則》（以下、特許法実施細則）および関連法律法規に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局は、強制実施権許諾請求の受理と審査、強制実施権の実施料に関する裁定、強制実施権の終了請求の受理と決定を担当する。

第三条 強制実施権の許諾請求、強制実施権の実施料に関する裁定請求、強制実施権の終了請求は、中国語で書面により行わなければならない。

本弁法に従って提出した証書、証明書類が外国語のものである場合、当事者は同時に中国語訳文も提出しなければならない。規定に従わず中国語の訳文を提出しない場合は、当該書類、証明書は提出されなかったものと見なす。

第四条 実施条件を備えた単位が、合理的な条件で発明または実用新案の特許権者に対してその特許の実施許諾を請求し、合理的な期間内にこの許諾が得られない場合において、特許法第四十八条の規定に基づき、当該発明特許または実用新案特許の強制実施権の設定に関する許諾請求できる。

特許権を取得した発明または実用新案が、既に特許権を取得済みの発明または実用新案と比べて顕著な経済的意義と重大な技術進歩を有し、またその特許の実施が前の発明または実用新案の実施に依存している場合には、その特許権者は特許法第五十条の規定に基づき、前の特許の実施許諾を請求でき、前の特許権者も後の特許の実施許諾を請求できる。

国に緊急事態や非常事態が発生した場合、または公共の利益を目的とする場合、國務院の関係主管部門は特許法第四十九条の規定に基づき、発明特許または実用新案特許の実施許諾を請求する権限を有する。

第五条 請求人が特許代理機構に実施権の許諾の請求を委託する場合、委託書を提出し委託権限を明記しなければならない。

請求人が二以上でかつ特許代理機構に委託しない場合、請求書にその旨を別記する以外は、請求書で指名した第一請求者が代表者となる。

第二章 強制実施権の許諾請求に関する審査と決定

第六条 強制実施権の許諾を請求する場合、国家知識産権局に、以下の事項を明記した強

制実施権に関する許諾請求書を提出しなければならない。

- (一) 請求人の氏名または名称、住所
- (二) 請求人の国籍またはその本社がある国家
- (三) 強制実施権の許諾を求める発明特許または実用新案特許の名称、特許番号、申請

日および授權公告日

(四) 強制実施権の許諾を求める発明特許または実用新案特許の特許権者の氏名または名称

(五) 強制実施権の許諾を求める理由と事実

(六) 請求人が特許代理機構に委託する場合、関係事項を明記しなければならない。また委託しない場合は、その連絡者の氏名、住所、郵便番号、連絡先電話番号を明記しなければならない。

(七) 請求人の署名または捺印。代理機構に委託する場合は、その特許代理機構の捺印

(八) 添付書類リスト

(九) その他明記が必要な事項

請求書および添付書類は2部作成しなければならない。

第七条 強制実施権の許諾請求が複数の発明特許または実用新案特許にわたるときであって、それが二以上の特許権者に及ぶ場合は、特許権者ごとにそれぞれ請求しなければならない。

第八条 強制実施権の許諾請求が以下のいずれかに該当する場合は、国家知識産権局はこれを受理せず、請求人者に通知する。

(一) 強制実施権の許諾請求対象となる発明特許または実用新案特許の特許番号が不明または確定できない

(二) 請求書類が中国語で書かれていない

(三) 強制実施権の許諾請求理由が明らかでない

第九条 請求書類が本弁法第六条、第七条の規定に合致しない場合、請求人者は通知を受け取った日から15日以内に補正しなければならない。期限内に補正しない場合、その請求は提出されなかったものと見なす。

請求人は強制実施権の許諾の請求日から1ヵ月内に請求料を納付しなければならず、期日までに未納付もしくは納付額が不足している場合は、その請求は提出されなかったものと見なす。

第十条 特許法、特許法実施細則および本弁法の規定に合致した強制実施権の許諾請求に関して、国家知識産権局は請求書の副本を特許権者に送付しなければならない。特許権者は指定期限内に意見を述べなければならない。期限内に回答をしない場合は、国家知識産権局の決定通りとする。

第十一条 国家知識産権局は請求人が述べた理由と提出した関係証明書類について審査を行わなければならない。実地審査を必要とする場合は、国家知識産権局が二以上の職員を派遣して実地審査を行わなければならない。

請求人が述べる理由と提出した関係証明書類が整合せず、もしくは真実ではなかった場合、国家知識産権局は強制実施権の許諾請求の拒絶を決定する前に、請求人に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第十二条 請求人または特許権者が事情聴取を要求する場合は、国家知識産権局により事情聴取が行われる。

国家知識産権局は事情聴取の7日前に請求人、特許権者、その他の利害関係者に通知しなければならない。

国家秘密、営業秘密あるいは個人のプライバシーに抵触するもの以外は、事情聴取は公開の形で行われる。

国家知識産権局が事情聴取を行うとき、請求人、特許権者、その他の利害関係者は弁明を行い証明書類を補足説明することができる。

事情聴取を行うときは書面記録を作成し、参加者に交付し、間違いがないか確認後、署名又は捺印をしなければならない。

特許法第四十九条の規定に基づいて強制実施権の許諾を請求する場合、本条規定の聴取手順は適用しない。

第十三条 以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は強制実施権の許諾請求の拒絶の決定をする前に、請求人に通知しなければならない。

(一) 請求人が本弁法第四条で規定する主体資格を有しない

(二) 強制実施権の許諾請求の理由が、特許法第四十八条、第四十九条、第五十条の規定に合致していない

(三) 強制実施権の許諾請求が、半導体技術に関する発明であって、その理由が特許法実施細則第七十二条の規定に合致していない

請求人は、強制実施権の許諾請求の拒絶決定に不服がある場合、その通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第十四条 請求人はいつでも強制実施権の許諾請求を取下げることができる。請求人は国家知識産権局が決定を下す前にその請求を取下げた場合、強制実施権の許諾請求の審査はそこで終了する。

国家知識産権局が決定を下す前に、請求人が特許権者との間で特許実施許諾契約を締結した場合は、その旨を速やかに国家知識産権局に通知し、強制実施権の許諾請求を取下げなければならない。

第十五条 強制実施権の許諾請求の審査の結果拒絶理由が見つからない場合、国家知識産権局は強制実施権の許諾の決定をし、以下の事項を明記しなければならない。

(一) 強制実施権の許諾を得た個人または単位の氏名または名称、住所

(二) 強制実施権の許諾を受けた発明特許または実用新案特許の名称、特許番号、申請日および権利付与公告日

(三) 強制実施権の許諾範囲、規模、期限

(四) 決定の理由、事実、法律根拠

(五) 国家知識産権局の印章および責任者の署名

(六) 決定年月日

(七) その他関連事項

強制実施権の許諾の決定は、請求人と特許権者に速やかに通知しなければならない。

第十六条 特許権者が強制実施権の許諾の決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第十七条 既に発効した強制実施権の許諾の決定は特許登録原簿上に登記し、国家知識

産権局の特許公報、政府ホームページ、中国知識産権報で公告しなければならない。

第三章 強制実施権の許諾使用料の裁定請求に関する審査と裁定

第十八条 国家知識産権局に強制実施権の許諾使用料の裁定を請求する場合は、以下の条件に合致しなければならない。

- (一) 強制実施権の許諾の決定が公布済みである
- (二) 請求人が特許権者または強制実施権の許諾を得た団体あるいは個人である
- (三) 双方の協議が成立していない

第十九条 強制実施権の許諾使用料の裁決を請求する場合は、以下の項目を明記した強制実施権の許諾使用料に関する裁定請求書を提出しなければならない。

- (一) 請求人の氏名または名称、住所
- (二) 請求人の国籍または請求人の本社がある国
- (三) 強制実施権の許諾の決定文書番号
- (四) 被請求人の氏名または名称、住所
- (五) 強制実施権の許諾使用料の裁決を請求する理由
- (六) 請求人が特許代理機構に委託する場合は、関連事項を明記しなければならないが、委託しない場合は、その連絡者の氏名、住所、郵便番号および連絡先電話番号
- (七) 請求人の署名または捺印。代理機構に委託する場合はその代理機構の捺印
- (八) 添付書類リスト
- (九) その他明記が必要な事項

請求人は請求書およびその添付書類を 2 部提出しなければならない。

第二十条 強制実施権の許諾使用料の裁定請求が以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局はこれを受理せず、その旨を請求人に通知する。

- (一) 強制実施権の許諾の決定が不明確または公告されていない
- (二) 請求書類が中国語で書かれていない
- (三) 明らかに強制実施権の許諾使用料に関する裁決請求の理由を有しない

第二十一条 請求書類が本弁法第十九条の規定に合致しない場合、請求人は通知を受け取った日から 15 日以内に補正をしなければならない。期間内に補正をしなかった場合、その請求は提出されなかったものと見なす。

請求人は請求を提出した日から 1 ヶ月以内に強制実施権の許諾使用料に関する裁定請求費を納付しなければならないが、期日までに未納あるいは納付額が不足している場合は、その請求は提出されなかったものと見なす。

第二十二条 特許法、特許法実施細則および本弁法の規定に合致した強制実施権の許諾使用料の裁定請求に対して、国家知識産権局はその請求の副本を相手方当事者に送付しなければならない。相手方当事者は、指定期限内に意見を述べなければならない。期限内に回答をしない場合は、国家知識産権局の決定通りとする。

強制実施権の許諾使用料の裁定過程において、当事者双方は書面による意見を提出できる。

国家知識産権局は案件の必要性に応じて当事者双方の口頭意見を聴取することができ

る。

第二十三条 請求人はいつでもその裁定請求を取下げることができる。国家産権局が決定を下す前に請求人が裁定請求を取下げた場合は、裁定手順はそこで終了する。

第二十四条 国家知識産権局は請求書を受け取った日から 3 ヶ月以内に強制実施権の許諾使用料の裁定を行わなければならない。

第二十五条 強制実施権の許諾使用料の裁定には以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 強制実施権の許諾を得た個人または団体の氏名または名称、住所
- (二) 強制実施権の許諾を受けた発明特許、実用新案特許の名称、特許番号、申請日および権利付与公告日
- (三) 裁定の内容およびその理由
- (四) 国家知識産権局の印章および責任者の署名
- (五) 決定年月日
- (六) その他の関係事項

強制実施権の許諾使用料の裁定は、速やかに当事者双方に通知しなければならない。

第二十六条 特許権者又は強制実施権の許諾を得た単位または個人が、強制実施権の許諾使用料の裁定に不服がある場合、通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第四章 強制実施件の許諾終了請求の審査と決定

第二十七条 強制実施権の許諾の決定に規定した強制実施権の許諾期限が満了したとき、強制実施権の許諾は自動的に終了する。

強制実施権の許諾が自動的に終了した場合、国家知識産権局は特許登録原簿に登録し、国家知識産権局の特許公報、政府ホームページ、中国知識産権報で公告しなければならない。

第二十八条 強制実施権の許諾の決定に規定した強制実施権の許諾期限が満了する前に、強制実施権の許諾の理由が消滅し再び発生することがない場合、特許権者は国家知識産権局に強制実施権の許諾終了の決定を請求することができる。

強制実施権の許諾の終了を請求する場合、以下の項目を明記した強制実施権の許諾終了請求書を提出しなければならない。

- (一) 特許権者の氏名または名称、住所
- (二) 特許権者の国籍またはその本社のある国
- (三) 終了請求を受ける強制実施権の許諾決定文書番号
- (四) 強制実施権の許諾終了を請求する理由と事実
- (五) 特許権者が特許代理機構に委託する場合は、関連事項を明記しなければならない。委託しない場合は、その連絡者の氏名、住所、郵便番号および連絡先電話番号を明記しなければならない。
- (六) 特許権者の署名または捺印。代理機構に委託する場合は、その特許代理機構の捺

印

(七) 添付書類リスト

(八) その他明記が必要な事項

特許権者は請求書とその他の添付書類を2部提出しなければならない。

第二十九条 強制実施権の許諾終了請求が以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局はこれを受理せず請求人にその旨通知する。

(一) 請求人が強制実施権の許諾を受けた発明特許もしくは実用新案特許の権利者でない

(二) 終了請求する強制実施権の許諾決定文書番号が明記されていない

(三) 請求書類が中国語で書かれていない

(四) 強制実施権の許諾を終了する理由を明らかに有していない

第三十条 強制実施権の許諾終了請求書類が本弁法第二十八条の規定に合致していない場合、請求人は通知を受け取った日から15日以内に補正をしなければならない。期限内に補正しない場合は、その請求は提出されなかったものと見なす。

第三十一条 本弁法の規定に合致した強制実施権の許諾請求に対して、国家知識産権局は請求書の副本を、強制実施権の許諾を得た単位または個人に送付しなければならない。強制実施権の許諾を得た単位または個人は指定期限内に意見を述べなければならない。期限内に回答をしない場合は、国家知識産権局の決定通りとする。

第三十二条 国家知識産権局は特許権者が述べた理由と提出された関係証明書類について審査を行わなければならない。実地検査が必要な場合は、国家知識産権局は二以上の職員を派遣して実地検査を行わなければならない。

特許権者が述べた理由と提出された関係証明書類が不十分または真実ではない場合、国家知識産権局は決定を下す前に特許権者にその旨通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十三条 審査の結果、強制実施権の許諾終了請求の理由が成立しない場合、国家知識産権局は強制実施権の許諾終了請求を拒絶する決定を下さなければならない。

特許権者は強制実施権の許諾終了請求の拒絶の決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第三十四条 特許権者はいつでもその強制実施権の許諾終了請求を取下げることができる。特許権者が、国家知識産権局が決定を下す前にその請求を取下げた場合、関連手順はそこで終了する。

第三十五条 強制実施権の許諾終了請求の審査の結果、拒絶する理由が見つからない場合、国家知識産権局は以下の事項を明記した強制実施権の許諾終了の決定を出さなければならない。

(一) 特許権者の氏名または名称、住所

(二) 強制実施権の許諾を得た個人または単位の氏名または名称、住所

(三) 発明特許または実用新案特許の名称、特許番号、申請日および権利付与公告日

- (四) 強制実施権の許諾決定文書番号
- (五) 決定の事実と法律根拠
- (六) 国家知識産権局の印章および責任者の署名
- (七) 決定年月日
- (八) その他関連事項

強制実施権の許諾終了請求の決定は、特許権者及び強制実施権の許諾を得た単位または個人に速やかに通知しなければならない。

第三十六条 強制実施権の許諾を得た単位または個人は、強制実施権の許諾終了の決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第三十七条 既に発効している強制実施権の許諾終了の決定は、特許登録原簿上に登記し、国家知識産権局の特許公報、政府ホームページ、中国知識産権報で公告しなければならない。

第五章 附則

第三十八条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責を負う。

第三十九条 本弁法は2003年7月15日から施行する。